

◆法人税の実効税率について段階的に引き下げ◆

法人税について以下のように段階的に引き下げられます

●法人税率

	現 行		改 正 案					
事業年度開始日	平成27年4月1日 ～平成29年3月31日		平成28年4月1日 ～平成29年3月31日		平成29年4月1日 ～平成30年3月31日		平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	
資本金の額又は出資金の額 が1億円超である普通法人	23.9%		23.4%		23.4%		23.2%	
中小法人 [※] 一般社団法人等 人格のない社団等	所得金額 年800万円 以下	所得金額 年800万円 超	所得金額 年800万円 以下	所得金額 年800万円 超	所得金額 年800万円 以下	所得金額 年800万円 超	所得金額 年800万円 以下	所得金額 年800万円 超
	15.0%	23.9%	15.0%	23.4%	19.0%	23.4%	19.0%	23.2%

※ 期末資本金の額が1億円以下の法人

●法人実効税率

	現 行		改 正 案		
事業年度開始日	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日		平成28年4月1日 ～平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
資本金の額又は出資金の額 が1億円超である普通法人 [※]	31.33%		29.97%	29.97%	29.74%

※ 国・地方の法人実効税率で標準税率をベースにしています